

MMF / 中期国債ファンド累積投資約款

第1条【当約款の趣旨】

当約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社第四北越銀行（以下「当行」といいます。）の間における、追加型公社債投資信託「MMF 受益権」「中期国債ファンド受益権」（以下「本ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

2. 当行は当約款に従って、累積投資契約（以下「当約款」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条【申込方法】

申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印または当行所定の方法により本人確認を行い、これを当行に提出することによって、契約を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り、取引を開始するものとします。但し、既に累積投資において他の契約が締結されている時は、第1回目の払込金の払込み（後記第3条【金銭の払込み】）をもって、契約の申込みが行われたものとし、

2. 当契約が締結された時、当行は直ちに本ファンドの累積投資口座（以下「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条【金銭の払込み】

申込者は本ファンドの買付にあてるため、契約の申込時に1円以上1円単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むこととします。但し、第1回目の払込金は、これを取引開始日に払込むものとし、2回目以降は随時払込むものとし、

第4条【買付方法】

当行は申込者に代って本ファンドの買付を行います。なお当行が買付した本ファンドの所有権並びに、その果実又は元本に対する請求権は、当該買付のあった日から申込者に帰属するものとし、

第5条【買付時期・価格】

[MMF]

当行は申込者からMMFの買付の申込みを受付しその買付代金の払込手続きが申込みを受付した日（以下「申込日」といいます。）の正午までに当行所定の手続きが完了した場合は当日、それ以降の場合は翌営業日に [MMF 受益権] の買付を行います。

[中期国債ファンド]

当行は申込者から中期国債ファンドの申込日の午後3時までには当行所定の手続きが完了した場合は当日、それ以降の場合は翌営業日に「中期国債ファンド受益権」の買付を行います。

2. 前項の買付は買付日の前日の基準価額により行います。
3. 前2項の規定にかかわらず、買付日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回った時は買付を行わず、申込日の翌営業日以降、1口当たり1円に最初に復した日の翌営業日に、1口1円で本ファンドの買付を行います。なお買付を行わないことによって、申込者に損害が生じても、当行はその責任を負いません。

第6条【管理】

当契約によって買付された本ファンドは、別に定めた「投資信託受益権振替決済口座管理規定」により管理します。

第7条【果実の再投資】

前条の本ファンドの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降取得した場合については、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月最終営業日に申込者に代って当行が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、本ファンドを申込者に代って買付します。

2. 前項の規定にかかわらず、当月の最終営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回った時は買付を行わず、最終営業日以降、1口当たり1円に最初に復した日の翌日に、1口1円で本ファンドを買付します。なお買付を行わないことによって、申込者に損害が生じても、当行はその責任を負いません。

第8条【返還】

申込者は、いつでも当行を通じて自己の所有する本ファンドの元本又はその果実の返還を請求することができます。

2. 前項の場合、当該請求にかかる本ファンドについては、当行は申込者から返還の請求を受けた時にこれを換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還請求日の翌営業日の前日の基準価額に基づくものといたします。但し、受渡日が取得日から30日以内の場合は、投資信託委託会社に代わり、本ファンド1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けまします。なお信託財産留保額とは、解約に伴う資金対応のために、組入資産を売却する際のコストを解約者に負担していただくもので、本ファンドを引続き所有されている他の受益者に不利とならないようにするために設定されているものです。
3. 本条第1、2項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

第9条【解約】

当契約は、次の各号のいずれかに該当した場合は、解約されるものといたします。

- (1) 申込者から解約の申し出があった場合。
- (2) 当契約にかかる本ファンドが償還された場合。
- (3) 当行が累積投資業務を営むことができなくなった場合。

2. 当契約が解約された時、当行は遅滞なく本ファンドを第8条に準じて、当行において、申込者に返還いたします。なお前項(3)においては、当行所定の手続きを省略させていただくこともあります。

第10条【申込事項等の変更】

改名、転居及び届出印の変更など申込事項に変更があった時、申込者は当行所定の手続きによって、遅滞なく当行に届出いただきます。

2. 前項のお届出があった時、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。
3. 本条第1項の届出がなされなかったために、当行からの通知又は送付した書類が遅延し、又は到達しなかった

場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

4. 本条第1項の手続き前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第11条【その他】

当行は当契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責任を負いません。
 - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、当契約に基づく本ファンド返還代金を返還した場合。
 - (2) 当行所定の手続書類の印影が届出印と相違する、または当行所定の方法による本人確認を行えないために、当契約に基づく本ファンド返還代金を返還しなかった場合。
 - (3) 天変地異その他不可抗力により、当契約に基づく本ファンドの買付又は本ファンド返還代金の返還が遅延した場合。
3. この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲示、その他相当の方法により周知します。

附則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年1月1日から施行する。

附則

第1条 この改正は、令和6年4月22日から施行する。

第2条 この改正前に当行へ印鑑のお届出ある個人のお客さまは、本改正以降、申込その他のお手続きの際には、当行所定の方法による本人確認または証券取引口座の指定預金口座届出印の印影照合により確認を行う。